

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 私（X）はYと結婚し、3000万円で購入したY名義のマンションに住んでいましたが、Yの度重なる暴力が原因で、平成29年12月にYと協議離婚をしました。

専業主婦だった私は、今後の生活のためにYに対し財産分与を求めました。Yには、マンションのほかにY名義の預貯金があり、将来、退職金の支給も見込まれます。しかし、Yは自分名義の財産は自分のものだから、私に分与する財産はないと主張しています。

私はYに財産分与を求めることはできないのでしょうか？

A 婚姻中に形成した財産は夫婦の共有財産と推定されます。したがって、Xは、夫婦共有財産を清算して分け合うための財産分与を請求することができます。

<解説>

1 財産分与の意義

財産分与とは、離婚した夫婦の一方から他方に対し、夫婦の財産を分与することをいいます。

離婚の際に、財産の名義人が常に名義財産を取得するものとする、財産の非名義人が取得するものはないこととなります。それでは、専業主婦のような無償労働により婚姻生活を維持してきた非名義人にとって、不公平な結果となる場合があります。

そこで、夫婦間の衡平を図るため婚姻中に協力して取得したマンションや共同生活の基金とされる預金など、実質的な共有財産を清算することが財産分与の主な目的です。

判例も、「離婚における財産分与の制度は、夫婦が婚姻中に有していた実質上共同の財産を清算分配し、かつ、離婚後における一方の当事者の生計の維持をはかることを目的とする」と述べています。

2 財産分与請求権の根拠

民法は「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」と規定し、協議上の離婚をした者について、他方に対する財産分与請求権を認めています。

この財産分与は、当事者間の協議によって成立しますが、協議が調わないときは、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができます。家庭裁判所に対する処分の請求は離婚のときから2年を経過するとできなくなりますので、ご注意ください。

3 対象財産と清算割合

本件では、①マンション、②Y名義の預貯金が財産分与の対象財産となります。③将来の退職金については、近い将来退職金が支給される蓋然性が高い場合には対象財産に含まれるとした判例がありますが、離婚の時点では退職金が支給されるか否かは不確実であるため、清算対象とする額などについて検討する必要があると考えられます。

なお、財産分与における清算割合は、特段の事情がない場合は、婚姻中に築いた財産に対する夫婦の貢献は平等と考えるのが相当ですから、基本的には2分の1となります。

4 その他の財産的請求権

離婚においては、財産分与のほかに①養育費 ②慰謝料 ③年金分割といったものが請求できます。人生における大きな岐路になりますから、事前に専門家に相談することをお勧めいたします。

雑 感

今、筆者は、この拙稿を書きながらある歴史を目の当たりにした。それは、L S北見の勝利、そしてそれは彼女たちが銅メダルの栄誉に輝いた瞬間でもあった。「メンタルが弱い」と自ら公言するスキップがいるチームの快挙、筆者は不覚にも目頭を熱くした。

そのような感動を味わう一方、筆者は、最後の一石を投じたイギリスチームのスキップにも思いを馳せていた。L S北見のメンバーと比べると大人びて見える彼女にしてもまだ27歳。その失意は筆舌尽くしがたいものがあるだろう。その原因は、カーリングというゲームの一つ、しかもそのゲームのわずか一投に過ぎない。また、敗北という結果がその一投だけによってもたらされたわけでもない。しかし、その一投は、確実に、彼女のこれからの人生に対し、彼女の内面はもちろん、彼女を取り巻く環境においても強い影響を与えることになる。

ゲームで負った心の傷は、ゲームで取り返すことでしか癒すことができない。筆者は、彼女がすぐにもゲームに出場し、あの一投を受け入れ、そしてその悪夢を払拭することを、遠く日本から祈っている。

犯罪被害者支援の窓口

今回は、法務局による人権侵犯救済手続によって被害の救済や予防を求める方法について紹介します。

まず、法務局は、被害者本人の他、配偶者（事実婚を含む）や同居の親族からの申告により被害の救済や予防を求められた場合、原則として人権侵犯救済手続を開始することとされています。

このほか、関係行政機関からの通報、新聞や雑誌の記事、放送、インターネットなどにより、法務局が事件を知って被害の救済や予防を図ることが相当と認める場合や、法務局が受ける人権相談の際に、事案が人権侵犯に該当する疑いが認められる場合にも手続が開始されます。

これに対して、裁判所での民事訴訟手続では、原則として被害者本人が訴訟を提起する必要があります。また、訴訟提起を受けずに裁判所が独自に手続を開始するという仕組みもありません。

このように、人権侵犯救済手続では、裁判手続とは異なって様々な契機で手続が開始されますので、人権侵害を受けた本人以外の方からでも、被害の救済や予防を求めることができる場合があります。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律问题でお困りの方、ご活用ください！！